

○草加市交通安全対策会議条例

昭和46年10月1日

条例第32号

改正 平成11年12月22日条例第27号

平成28年3月18日条例第11号

(設置)

第1条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき、草加市交通安全対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 草加市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

第3条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 所轄の国土交通省出張所長の職にあるもので市長が委嘱する者 1人
 - (2) 所轄の土木事務所長の職にあるもので市長が委嘱する者 1人
 - (3) 所轄の警察署長及び交通課長の職にあるもので市長が委嘱する者 2人
 - (4) 関係部課長の職にあるもので市長が指名する者 8人
 - (5) 教育長
 - (6) 草加八潮消防組合消防長
- 6 委員は、非常勤とする。

(平11条例27・平28条例11・一部改正)

(特別委員)

第4条 会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が委嘱する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 特別委員は、非常勤とする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(平11条例27・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年条例第27号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成28年条例第11号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。